

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の内任（農村整備課）

土地改良区の役員の内任（〃）

県営土地改良事業の換地計画の決定（〃）

都市計画事業の認可（三件）（都市計画課）

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

## 告 示

鳥取県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の内名及び住所

理事 古家 光 男 西伯郡中山町下市八四二―三五

〃 角 恒 夫 〃 〃 八五五―三六

〃 長 田 潤 之 助 〃 〃 八四四―四

〃 日 置 博 也 〃 〃 松河原一四三二

〃 渡 辺 豊 〃 〃 下市八四四―八一

監事 面 谷 覚 西伯郡中山町殿河内七五六―二二

〃 大 谷 啓 司 〃 〃 松河原八五〇

平成二年三月二十九日就任 任期二年

鳥取県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 三浦 幸雄 西伯郡名和町大字御来屋八六一

野坂 哲嗣 大字加茂五〇三

齊藤 時吉 大字富長四三二一二

田端 昭光 〃 五二

高橋 樓 大字加茂一九一十二

松田 友義 大字押平四九一四

松田 貢 大字加茂三三九

森田 哲史 大字名和一三一

角田 匡史 大字門前五〇

川島 正寿 大字名和一三九八一

荒松 廣志 大字加茂九八五

鈴木 延次 大字名和八八一

監事 松田 武寿 西伯郡名和町大字加茂九九六

桑田 元喬 大字富長五六

野口 繁次郎 大字名和五九一  
五九二

平成二年七月二十三日退任

就任した役員の名及び住所

理事 川島 正寿 西伯郡名和町大字名和一三九八一

松田 清司 大字加茂一〇〇〇

三浦 幸雄 大字御来屋八六

脇田 正美 大字名和九六一

杉原 俊憲 大字富長四三〇一一

的場 至 大字加茂三四〇

秋舛 侃幸 大字名和一九〇一一

林原 尚 大字加茂二四〇

国谷 良一 大字富長七七

池信 靖夫 大字門前一〇九八

小林 茂希 大字加茂五五〇

角田 博資 大字門前七四

橋谷 静夫 西伯郡名和町大字門前五六一二

高橋 樓 大字加茂一九一二

荒松 勝紀 〃 一〇〇二

平成二年七月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る赤碓地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 二・二・四十七号富益団地三号公園  
事業施行期間

平成二年八月十日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市大崎字高砂中地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 二・二・四十八号旗ヶ崎三号公園

三 事業施行期間

平成二年八月十日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市旗ヶ崎六丁目地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画公園事業 二・二・四十九号三柳上谷公園
- 三 事業施行期間  
平成二年八月十日から平成三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 米子市両三柳字治右衛門灘道東及び字堀川七ツ道添地  
内
  - 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成二年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山中保後援会	山中 啓	大松 稔明	日野郡溝口町字代三六五	平成二年三月二十日	その他の政治団体
紀翔会	房安 一也	池田 充徳	気高郡青谷町大字青谷四三〇六	"	"
田中孝一後援会	山田 至美	田中 秀実	岩美郡岩美町大字浦富六五三一	平成二年三月二十日	"
武田耕一後援会	上村 俊良	三浦 陸克	岩美郡岩美町大字浦富二五四〇一三	平成二年三月二十七日	"
四井正太郎後援会	田淵 武夫	神谷 修三	岩美郡岩美町大字高山八二九	平成二年四月三日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党中山町支部	主たる事務所所在地	西伯郡中山町八重一七〇一	西伯郡中山町田中八四二	平成二年三月二十一日	政党支部
〃	代表者の氏名	奥田 賢一	岡岡武次郎	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	松信多菜子	金田 正志	〃	〃
自由民主党日南町支部	代表者の氏名	坪倉 米寿	岸 郁男	〃	〃
自由民主党鳥取県軍恩連盟総支部	主たる事務所所在地	米子市博労町四丁目一六六一二	気高郡青谷町大字青谷三九六〇	〃	〃
〃	代表者の氏名	大塚盛二郎	西本 巖	〃	〃
小林じゅん後援会	主たる事務所所在地	鳥取市西町二丁目四一九	米子市浦津一六二	平成二年三月二十一日	その他政治団体
明るい豊かな倉吉を創る会	〃	倉吉市山根五八六一一	倉吉市福守町四八一一一	平成二年三月二十七日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	届出年月日	備考
鳥取県西友会	米原 穰	林 利夫	倉吉市山根五六七―五	平成二年三月二十六日	その他政治団体
鳥取西村政経懇話会	金田 文夫	〃	鳥取市戎町四一九	〃	〃
西村尚治後援会	米原 穰	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	鳥取県西友会
報告年月日	平成2年3月26日
(平成2年3月19日解散)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,111,919円
ア 前年繰越額	2,093,951円
イ 本年収入額	17,968円
(2) 支出総額	2,111,919円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
その他の収入	17,968円
10万円未満の収入	17,968円
合 計	17,968円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
人件費	200,000円
備品・消耗品費	107,372円
事務所費	483,791円
小 計	791,163円
政治活動費	
組織活動費	552,910円
寄附・交付金	767,846円

政治団体の名称	鳥取西村政経懇話会
報告年月日	平成2年3月26日
(平成2年3月19日解散)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,004,621円
ア 前年繰越額	2,982,353円
イ 本年収入額	22,268円
(2) 支出総額	3,004,621円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
その他の収入	
10万円未満の収入	22,268円
合 計	22,268円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
人件費	350,000円
備品・消耗品費	7,960円
事務所費	953,664円

政治団体の名称	西村尚治後援会
報告年月日	平成2年3月26日
(平成2年3月19日解散)	
収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

送付先 鳥取県鳥取市東區一丁目 鳥 取 県 【定価一冊一箇月千八百五十円(送料を含む)】